

# 岩手県立大学盛岡短期大学部研究論集 投稿規程

## 1. 総則

- 1) 本誌は岩手県立大学盛岡短期大学部研究論集 (Bulletin of the Morioka Junior College, Iwate Prefectural University) (以下「研究論集」という。)と称する。
- 2) 研究論集は、本学部教員の研究発表および研究業績、また特集論文等を公表することを目的とし、年1回刊行する。(なお、特集論文の詳細は別に定める。)

## 2. 投稿者の資格

研究論集に投稿できる者(投稿者)は本学部専任教員、本学部専任教員と共同で研究を行っている者(共同研究者)および研究紀要委員会が認めた者とする。

## 3. 論文の種類

研究論集に投稿できる論文原稿およびその内容は以下のとおりとし、未公刊のものに限る。使用する言語は日本語および英語とする。

区分	内容	査読
学術論文 Original Articles	独創的研究に基づいた学術的に価値のある完成度の高い論文。	あり
研究ノート・研究報告 Research Notes & Research Reports	学術論文よりは短い、新しい事実や価値ある結論を有する論文。または独創的研究で得られた新規な考え方や新事実、また価値あるデータなどの報告。	あり
総説 Review Articles	本学専任教員の各分野の研究に関連して、その方面の進歩の状況、現状、将来への展望などをまとめたもの。	あり
報告 Reports, Field Notes & Practical Solutions	上記カテゴリに含まれない教員の活動をまとめたもの。作品などの報告、資料紹介、実践報告(授業改善や学生生活動といった教育研究に関する実践活動などの報告)など。	なし
書評 Book Review	本学専任教員の各分野の研究に関連して有益な書籍を読み、その内容の概説と、内容に対する評者の評価を述べたもの。	なし

## 4. 論文の審査

- 1) 研究紀要委員会は、投稿された論文を選定した査読者により審査させるものとする。
- 2) 研究紀要委員会は、本学部教員の中から学術論文については原則2名、研究ノート・研究報告、総説については原則1名の査読者を選定し、審査を依頼する。ただし適任者がいない場合は学外に査読を依頼する。
- 3) 査読者は匿名とする。研究紀要委員会は査読者名を公開しない。
- 4) 査読者の審査結果を踏まえて研究紀要委員会が最終的な採否を決定する。なお、研究紀要委員会は原稿内容の修正および原稿の区分の変更を審査過程において投稿者に求めることがある。

## 5. 倫理的事項

ヒトを対象にした研究のうち、臨床研究および疫学研究は、世界医師会総会において承認されたヘルシンキ宣言（1964年承認、2008年修正）の精神に則り、「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）および「疫学研究に関する倫理指針」（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）に従って行われなければならない。また、動物を用いた研究は、「実験動物の飼養および保管ならびに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）等を遵守して行われた研究でなければならない。そして、これらに該当する論文中では、本学研究倫理審査委員会等で承認された旨を明記しなければならない。

## 6. 投稿の方法

投稿原稿の提出は電子メールによる電子投稿とする。提出に当たっては、投稿規程に従い、「岩手県立大学盛岡短期大学部研究論集投稿チェックシート」を添付し、定められた期日までに完成版下原稿を研究紀要委員会に提出する。なお、ファイル容量が5MBを超える原稿については、電子メールによらず、研究紀要委員会が指示する方法により投稿するものとする。

## 7. 原稿投稿の締め切り

投稿の締め切りは、各年の募集要項に記載する。

## 8. カラー印刷

カラー印刷は行わない。カラー印刷が不可避な場合はその合理的理由を明示したうえで研究紀要委員会に相談すること。

## 9. 別刷

50部までは無償とする。50部を超える別刷の費用は、投稿者が負担する。

## 10. 紀要の編集

- 1) 研究紀要委員会は、提出された原稿の掲載の可否、掲載順序等を決定する。
- 2) 研究紀要委員会は、編集の都合により執筆者に加除補筆を依頼することがある。

## 11. 校正

執筆者による校正は初校のみとする。校正の段階での内容の変更は認めない。初校は投稿者に連絡した日から定められた期日までに校了し、研究紀要委員会に提出するものとする。2校以降は、著者校正に基づき、研究紀要委員会が行う。

## 12. 著作権の扱い

- 1) 著者は論文原稿ごとに「著作権譲渡承諾書」を編集委員会に提出するものとする。研究論集に掲載する論文等の著作権（複製権および公衆送信権）は、論文等の最終原稿を編集委員会が受理した時点から岩手県立大学盛岡短期大学部に帰属するものとする。
- 2) 第1項の規定に関わって、研究論集に掲載する論文等に関わる諸権利（著作権・肖像権・所蔵権等）については、すべて著者の責任において事前に処理、許諾を済ませておくものとする。

### 13. その他

本誌の発行に関して生ずる必要事項は、その都度、研究紀要委員会において決定する。

### 14. 研究紀要委員会の構成

生活科学科生活デザイン専攻、生活科学科食物栄養学専攻および国際文化学科から各1名の委員を選出する。委員長・副委員長は委員の互選による。

#### 附則

この規程は、平成10年7月22日から施行する。

この規程は、平成14年6月19日から施行する。

1) この規程は、平成15年11月19日から施行する。

2) この規程の施行日前に研究論集に掲載された論文等の著作権（複製権および公衆送信権）は、著作権が当該個別の著作物ごとに著作権（複製権および公衆送信権）を岩手県立大学盛岡短期大学部へ譲渡することを承諾した時点から本学に帰属するものとする。

この規程は平成17年8月19日から施行する。

この規程は平成22年8月11日から施行する。

この規程は平成23年8月4日から施行する。

この規定は平成29年7月19日から施行する。